各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社

(管理会社コード 13064)

代表者名 CEO 兼執行役社長 渡邊 国夫

問い合わせ先 商品企画部長 増田 真一

TEL(03)3241-9511

# 「上海株式指数・上証 50 連動型上場投資信託」約款変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

当社は、下記の通り、「上海株式指数・上証 50 連動型上場投資信託」(銘柄コード:1309)の 約款変更について決定いたしましたのでお知らせいたします。

謹白

#### <記>

### [変更の内容及び理由]

- 1. 当 ETF が投資対象とする指定投資信託証券から「上証 50 指数マザーファンド」を除外いたします。当マザーファンドが、市場環境や規制等の影響により今後効率的な運用を継続できなくなる可能性があること、また当マザーファンドを指定投資信託証券から除外した場合でも当 ETF の商品性を維持した運用を継続することが可能であることをふまえたものです。なお、今後も、指定投資信託証券の新規追加や除外を行う場合があります。
- 2. 運用状況および投資家の利便性等を勘案し、追加設定および一部解約に係る申込口数を、 「2 万口」から「1 万口」に、それぞれ変更いたします。
- 3. 当 ETF の法令適合性(金融商品取引業等に関する内閣府令および一般社団法人投資信託協会規則への適合性)を維持するために、信用リスク集中回避のための投資制限を設けます。

変更内容の詳細につきましては、次頁の「新旧対照表」をご参照ください。

## [約款変更と書面決議の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行いません。

### 「変更の日程]

2018年6月28日内閣総理大臣への約款変更の届出日2018年6月29日約款変更日

(変更後)

(変更前)

運用の基本方針

運用の基本方針

<略>

1. 基本方針

<略>

# 2. 運用方法

- (1)~(2) <略>
- (3) 投資制限
- ①~④ <略>
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。<u>ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</u>
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める 一の者に対する株式等エクスポージャー、債券 等エクスポージャーおよびデリバティブ等エ クスポージャーの信託財産の純資産総額に対 する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えるこ ととなった場合には、同規則に従い当該比率以 内となるよう調整を行なうこととします。

(付表)

- 1. ~3. 〈略〉
- 4. 約款第12条第1項の別に定める一定口数は、「1万口」とします。
- 5. ~7. <略>
- 8. 約款第25条第1項および別に定める運用の基本方針の別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。
- (1) 対象株価指数への連動を目指すもの

外国投資信託 ニュー・ノムラ・チャイナ・イ ンベストメント・ファンドーチャイナAシェア ーズ・インデックス・ファンド

<削除>

- (2) < 略>
- 9. <略>
- 10. 約款第49条第1項の別に定める一定口数
- は、「<u>1万口</u>」とします。
- 11. ~12. 〈略〉

<同左>

1. 基本方針

<同左>

### 2. 運用方法

- $(1) \sim (2)$  <同左>
- (3) 投資制限
- ①~④ <同左>
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

<新設>

(付表)

- 1. ~3. <同左>
- 4. 約款第12条第1項の別に定める一定口数は、「2万口」とします。
- 5. ~7. <同左>
- 8. 約款第25条第1項および別に定める運用の基本方針の別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。
- (1) 対象株価指数への連動を目指すもの 外国投資信託 ニュー・ノムラ・チャイナ・イ ンベストメント・ファンドーチャイナAシェア ーズ・インデックス・ファンド

親投資信託 上証 50 指数マザーファンド

- (2) <同左>
- 9. <同左>
- 10. 約款第 49 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>2 万口</u>」とします。
- 11. ~12. <同左>